

代議員選挙細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人鳥取県介護福祉士会(以下「本会」という。)定款第7条第5項の規定に基づき、代議員の選挙を公正に行うため必要な事項を定める。

(被選任者)

第2条 被選任者は、次の正会員とする。

- 1 立候補した者
- 2 5人以上の正会員から候補者として推せんを受けた者
- 3 候補者のないときは、全正会員を被選任者とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第3条 代議員を選出するため、本会に選挙管理委員会を置く。

(委員会の職務)

第4条 前条の委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 1 代議員選出に関する事務
- 2 代議員選挙に関する通知
- 3 代議員立候補及び代議員候補者の推せん、又は代議員候補者の辞退の届出の受理
- 4 代議員選挙の投票及び開票の管理
- 5 代議員選挙結果の報告
- 6 この細則で定める事項並びにその他選挙事務に関し必要な事項

(委員の選任)

第5条 委員会の委員は、正会員のうちから会長が選任する。

- ② 委員会の委員の定数は、6人以内とし、各地区の委員の定数は4人以内とする。
- ③ 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、就任後第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、後任者が選出されるまでなおその職務を行う。

② 補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第7条 委員が候補者となったとき、また候補者となる意思を公にしたときは、その資格を喪失する。

(選挙通知)

第8条 委員会は、選挙期日から30日前までに次の事項を定め、正会員にこれを通知しなければならない。

- 1 選挙期日及びその場所に関する事項
- 2 候補者の届出に関する事項
- 3 その他必要と認めた事項

第3章 立候補届等

(立候補等の届出)

第9条 代議員に立候補しようとする者、又は代議員候補者を推せんしようとする者の代表者は、書面(付録選第1号様式、同第2号様式)をもって委員会に届け出なければならない。

② 前項の推せん届出書には、被推せん者の承諾書(付録選第3号様式)を添付しなければならない。

(候補の辞退)

第10条 候補者が、候補を辞退しようとするときは、委員会が定める期日までに、書面(付録選第4号様式、同第5号様式)をもって委員会に届け出なければならない。

(候補者名の通知)

第11条 委員会は、前条の候補の辞退届出期限が終ったときは、候補者の氏名を遅滞なく正会員に通知しなければならない。

第4章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第12条 選挙運動の期間は、第9条の届出を行った日から選挙の行われる時までとする。

(所信表明)

第13条 候補者は、選出の行われる場所において所信表明をすることができる。

(選挙運動の倫理)

第14条 この細則に基づく選挙のための運動は公明正大を旨とし、正会員としての品位をけがしてはならない。

(選挙運動の制限)

第15条 選挙運動として次の行為をしてはならない。

- 1 利益を授受し、又はその約束をすること
- 2 供応をすること、又はこれを受けること
- 3 候補者を誹謗し、その他不正・不当な手段で当選を妨げること

第5章 投票及び開票

(投票の方法)

第16条 投票は、選挙総会において、次の各号の方法により行う。

- 1 投票に先だち、選挙総会の議長は、選挙に関する事項を宣言した後に議場を閉鎖し、委員会に投票事務を行わせる。
- 2 代議員の選挙は、単記投票制とし、無記名投票により選挙総会に出席した正会員の直接投票による。

(投票の実施)

第17条 投票は、所定の用紙に定められた投票箱に投入して行う。

- ② 委員会は、選挙に際しては、選挙開始、投票締切り、開票開始、開票終了等投票に必要な事項を正会員に周知させたのちに行うものとする。
- ③ 選挙の結果は、直ちに委員会が発表する。

(無効投票)

第18条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1 所定の用紙を用いないもの
- 2 被選任者の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、住所又は敬称の類を記載したものは有効とする。
- 3 委員会において候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 4 第16条に定めた投票方法によらないもの

(開票)

第19条 開票は、委員会が、選挙権者のうちから指名した3人の立会人の立ち会いのもとに、定められた場所で行う。

(当選者の確定)

第20条 当選者は、有効投票の多数を得た者から順次定数にいたるまでの者とする。

- ② 得票数が同数であるときは、委員会が定めるところにより、抽選で当選者を決定する。

(無投票当選)

第21条 代議員に立候補した者の数が、代議員の定数を超えないとき又は超えなくなったときには、届出の候補者は投票を行わず当選者とする。

(開票結果の報告)

第22条 当選者が確定したときは、委員会は、直ちに、投票総数並びに有効投票及び無効投票の数と、当選者及び次点者の氏名並びに各候補者の得票数その他必要と認められた事項を報告する。

(当選者の報告)

第23条 委員会は、当選者の氏名を就任承諾書(付録選第6号様式)を添えて本会に報告しなければならない。

(当選の効力)

第24条 当選の効力は、委員会からの報告による当選者の氏名を、議長が選挙総会に告知したときに発生する。

(就任承諾書)

第25条 当選者は、選挙総会の閉会までに就任承諾書(付録選第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

第6章 選任の特例

(選考委員会)

第26条 第9条に基づく代議員に立候補した者の数が、その定数に達しないときは、第21条の当選者を除く代議員を選出するため、委員会は、代議員選考委員会を設けることができる。

- ② 選考委員会の設置は、選挙総会の承認を要するものとする。
③ 選考委員会の委員は、選挙総会に出席した正会員のうちから選挙総会で選出する。ただし、当選が確定している正会員は、除くものとする。
④ 委員の任期は、新代議員が就任承諾書を提出した日までとする。

(当選の効力)

第27条 選考委員会において選出された正会員を当選者とし、その当選の効力は、選挙総会の議長が告知したときに発生する。

(就任承諾書)

第28条 前条の当選者は、第23条及び第25条の規定を準用する。

(報告)

第29条 第27条に基づく当選者の氏名の報告は、第23条の規定を準用する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。